

# 財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位: 百万円)

団体名 群馬県 神流町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
309	1,370	91	1,770

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	2,478	2,407	71	38	24	2,984	
万場診療所特別会計	104	101	3	3	4	—	
地域活性化施設特別会計	67	63	4	3	2	—	
一般会計等	2,645	2,567	78	44		2,984	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険事業特別会計	517	459	58	57	60	—	—	
国民健康保険直営中里診療所特別会計	76	70	6	6	8	—	—	
老人保健特別会計	68	67	1	1	3	—	—	
介護保険特別会計	388	383	5	5	85	—	—	
後期高齢者医療特別会計	36	36	0	0	20	—	—	
簡易水道事業特別会計	122	99	23	1	95	404	344	
みかぼ自然村事業特別会計	48	47	1	1	20	—	—	
特定生活排水処理事業特別会計	46	45	1	1	19	143	143	
公営企業会計等 計				72		547	487	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。  
 5. 純損益(形式収支)は総収益(歳入)から総費用(歳出)を差し引いたものであり、端数処理の関係で資金剰余額/不足額(実質収支)と一致しない項目がある。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位: 百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
多野藤岡医療事務市町村組合(病院事業)	8,982	9,170	△ 188	3,470	—	10,478	131	法適用
多野藤岡医療事務市町村組合(介護老人保健施設事業)	461	488	△ 27	152	—	—	—	法適用
多野藤岡広域市町村圏振興整備組合(一般会計)	2,651	2,599	52	52	17	1,335	6	
多野藤岡広域市町村圏振興整備組合(農業共済)	157	155	2	320	—	—	—	法適用
群馬県市町村会館管理組合	309	293	16	16	61	—	—	
群馬県市町村総合事務組合	7,825	7,376	449	449	1,100	—	—	
群馬県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	1,485	1,435	50	50	—	—	—	
群馬県後期高齢者医療広域連合(事業会計)	157,925	149,203	8,722	8,706	1,801	—	—	
一部事務組合等 計				13,215		11,813	137	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位: 百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
該当無し									
地方公社・第三セクター等 計			—	—	—	—	—	—	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位: 百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,848	1,885	37
減債基金	577	601	24
その他充当可能基金	993	1,022	29
充当可能基金 計	3,418	3,508	90

- (注) 1. 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。  
 2. 「充当可能基金計」は、基金区分毎に端数処理を行っているため、縦計と一致しない場合がある。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	3.49	2.49	△ 1.00	△ 15.00	△ 20.00	簡易水道事業特別会計	—	—	—
連結実質赤字比率	6.58	6.61	0.03	△ 20.00	△ 40.00	みかぼ自然村事業特別会計	—	—	—
実質公債費比率	11.8	11.3	△ 0.5	25.0	35.0	特定生活排水処理事業特別会計	—	—	—
将来負担比率	—	—	—	350.0					
財政力指数	0.18	0.18	0.00						
経常収支比率	93.8	90.8	△ 3.0						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△)で表示している。  
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。